



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷発行人 神戸市長
発行日 毎週火曜日

目次 条例

▽神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例及び神戸市手数料条例の一部を改正する条例 [建築住宅局建築指導部建築安全課] 1512

規則

- ▽神戸市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 [行財政局区役所課] 1515
- ▽神戸市事務分掌規則の一部を改正する規則 [行財政局区役所課] 1516
- ▽神戸市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 [建築住宅局住宅管理課] 1518
- ▽神戸市立体育施設条例及び神戸市立文化センター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日及び供用を開始する日を定める規則 [文化スポーツ局スポーツ企画課] 1520
- ▽神戸市立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則 [文化スポーツ局スポーツ企画課] 1521
- ▽神戸市建築基準法施行細則の一部を改正する規則 [建築住宅局建築安全課] 1524
- ▽神戸市屋外広告物審議会規則の一部を改正する規則 [建設局道路管理課] 1526
- ▽神戸市立青少年科学館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 [文化スポーツ局文化交流課] 1527
- ▽神戸市立青少年科学館条例施行規則の一部を改正する規則 [文化スポーツ局文化交流課] 1528

告示

- ▽指定管理者の指定（神戸市立中央区文化センター） [文化スポーツ局文化交流課] 1549
- ▽神戸市立中央区文化センターの利用料金の承認 [文化スポーツ局文化交流課] 1549
- ▽土壌汚染対策法第11条第2項に基づく「形質変更時要届出区域」の一部の指定の解除 [環境局環境保全課] 1552

- ▽指定管理者の指定（磯上体育館） [文化スポーツ局スポーツ企画課] 1553
- ▽土壌汚染対策法第11条第1項に基づく「形質変更時要届出区域」の指定 [環境局環境保全課] 1554
- ▽神戸市都市景観条例による神戸市指定景観資源の指定（旧柳瀬家住宅） [都市局景観政策課] 1555
- ▽字の区域の変更（北区有野町有野） [行財政局住民課] 1555
- ▽ポートアイランド港島南町6丁目駐車場管理運営業務における駐車料金の徴収事務の委託 [都市局内陸・臨海計画課] 1556
- ▽放置自転車等の撤去及び保管 [建設局垂水建設事務所] 1557
- ▽瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請の概要及び事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧 [環境局環境保全課] 1558
- ▽道路法による道路の区域変更及び供用開始（市道 有野町合併第76号線ほか） [建設局道路管理課] 1559
- ▽道路法による道路の区域変更及び供用開始（市道 舞子第3号線ほか） [建設局道路管理課] 1560

公 告

- ▽神戸市都市景観条例による協議の申出並びに当該申出に係る書面及び図書の写しの縦覧 [都市局景観政策課] 1561
- ▽神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例による地区計画の変更に伴う素案の縦覧（神戸複合産業団地地区計画） [都市局都市計画課] 1561
- ▽神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例による地区計画の変更に伴う素案の縦覧（旧居留地地区地区計画） [都市局都市計画課] 1564
- ▽大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出（MEGA ドン・キホーテ神戸学園都市店） [経済観光局経済政策課] 1566
- ▽大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出（MEGA ドン・キホーテ神戸本店） [経済観光局経済政策課] 1567

水 道 局

- ▽神戸市指定給水装置工事事業者の廃止
[水道局配水課] 1568
- ▽神戸市指定給水装置工事事業者の指定
[水道局配水課] 1569

交 通 局

- ▽指定納付受託者の指定（トヨタファイナンス株式会社）
[交通局営業推進課] 1569

選挙管理委員会

- ▽法定連署数 [選挙管理委員会事務局] 1570

条 例

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例及び神戸市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月30日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第3号

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例及び神戸市手数料条例の一部を改正する条例

（建築物の安全性の確保等に関する条例の一部改正）

第1条 神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例（平成20年4月条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">（仮設興行場等に対する制限の緩和）</p> <p>第49条の3 法第85条第6項又は第7項の規定に基づき建築を許可した仮設興行場等については、当該許可に係る期間においては、第21条、第22条第1項若しくは第2項、第23条第</p> | <p style="text-align: center;">（仮設興行場等に対する制限の緩和）</p> <p>第49条の3 法第85条第5項又は第6項の規定に基づき建築を許可した仮設興行場等については、当該許可に係る期間においては、第21条、第22条第1項若しくは第2項、第23条第</p> |

1 項、第34条、第35条、第41条第1項、第42条及び第44条の規定は、適用しない。

(建築物の用途を変更して一時的に興行場等又は特別興行場等として使用する場合の適用の除外)

第49条の6の2 法第87条の3第6項

の規定により許可をする興行場等又は同条第7項の規定により許可をする特別興行場等については、第21条、第22条第1項及び第2項、第23条第1項、第31条、第32条第1項、第34条、第35条、第41条第1項、第42条、第44条、第45条第1項、第47条並びに第48条の規定は、適用しない。

1 項、第34条、第35条、第41条第1項、第42条及び第44条の規定は、適用しない。

(建築物の用途を変更して一時的に興行場等又は特別興行場等として使用する場合の適用の除外)

第49条の6の2 法第87条の3第5項

の規定により許可をする興行場等又は同条第6項の規定により許可をする特別興行場等については、第21条、第22条第1項及び第2項、第23条第1項、第31条、第32条第1項、第34条、第35条、第41条第1項、第42条、第44条、第45条第1項、第47条並びに第48条の規定は、適用しない。

(手数料条例の一部改正)

第2条 神戸市手数料条例(平成12年3月条例第77号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|-----|-----|
|-----|-----|

(手数料)

第2条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(124) [略]

(125) 建築基準法第85条第6項又は第7項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査

ア～ウ [略]

(126)～(132の2の3) [略]

(132の2の4) 建築基準法第87条の3第6項又は第7項の規定に基づく建築物の用途を変更し、一時的に興行場等又は特別興行場等とする場合の許可の申請に対する審査

ア～ウ [略]

(132の3)～(158) [略]

(手数料)

第2条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(124) [略]

(125) 建築基準法第85条第5項又は第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査

ア～ウ [略]

(126)～(132の2の3) [略]

(132の2の4) 建築基準法第87条の3第5項又は第6項の規定に基づく建築物の用途を変更し、一時的に興行場等又は特別興行場等とする場合の許可の申請に対する審査

ア～ウ [略]

(132の3)～(158) [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

| |
|-----|
| 規 則 |
|-----|

神戸市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和4年6月24日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第13号

神戸市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

神戸市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年3月条例第30号）の施行期日は、令和4年7月19日とする。

神戸市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月24日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第14号

神戸市事務分掌規則の一部を改正する規則

神戸市事務分掌規則(平成31年3月規則第66号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | |
|---------------|-----------------|-----|------------------------|-------|---------------|-----------------|-----|-------------------------------|-------|
| 別表第1(第158条関係) | | | | | 別表第1(第158条関係) | | | | |
| 名称 | 所属 | 区分 | 主たる事務所 | 事業所の長 | 名称 | 所属 | 区分 | 主たる事務所 | 事業所の長 |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| 中央市税の窓口 | 行財政局 税務部市民税課 | 第4類 | 神戸市中 中央区東町 115番地 | 担当係長 | 中央市税の窓口 | 行財政局 税務部市民税課 | 第4類 | 神戸市中 中央区雲井 通5丁目 1番1号 | 担当係長 |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| 東部衛生監視 | 健康局保健所 | 第2類 | 神戸市中 中央区東町 115番地 | 所長 | 東部衛生監視 | 健康局保健所 | 第2類 | 神戸市中 中央区雲井 通5丁目 | 所長 |

| | | | | | | | | | |
|----------|--------|-----|------------------------|-----------|----------|--------|-----|-------------------------------|-----------|
| 事務所 | | | | | 事務所 | | | 1番1号 | |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| 中央保健センター | 健康局保健所 | 第2類 | 神戸市中 中央区東町 115番地 | センター 長 | 中央保健センター | 健康局保健所 | 第2類 | 神戸市中 中央区雲井 通5丁目 1番1号 | センター 長 |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |

附 則

この規則は、令和4年7月19日から施行する。

神戸市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第15号

神戸市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市営住宅条例施行規則（昭和35年4月規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>（条例第5条第1項に規定する規則で定める者）</p> <p>第3条 条例第5条第1項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）<u>第1条第2項に規定する被害者でアからウまでのいずれかに該当するもの</u></p> | <p>（条例第5条第1項に規定する規則で定める者）</p> <p>第3条 条例第5条第1項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）<u>第2条（同法第28条の2において準用する場合を含む。）に規定する被害者</u></p> |

（同法第28条の2において準用する場合を含む。）

ア、イ [略]

ウ 婦人相談所又は配偶者暴力相談支援センターによる配偶者からの暴力を受けている旨の証明を受けている者。婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関、行政機関又は関係機関と連携して被害者支援を行っている民間支援団体において、配偶者からの暴力を理由に避難している旨の確認を受けている者も、同様とする。

（以下この号において単に「被害者」という。）でア又はイのいずれかに該当するもの

ア、イ [略]

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

神戸市立体育施設条例及び神戸市立文化センター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日及び供用を開始する日を定める規則をここに公布する。

令和4年6月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第16号

神戸市立体育施設条例及び神戸市立文化センター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日及び供用を開始する日を定める規則

(施行期日)

第1条 神戸市立体育施設条例及び神戸市立文化センター条例の一部を改正する条例(令和3年6月条例第6号)附則第1項第3号に掲げる規定の施行期日は、令和4年6月30日とする。

(磯上体育館の供用を開始する日)

第2条 神戸市立体育施設条例及び神戸市立文化センター条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する神戸市立磯上体育館の供用を開始する日は、令和4年7月19日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第17号

神戸市立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市立体育施設条例施行規則（平成31年3月規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">（専用日）</p> <p>第4条 指定管理者は、神戸市立王子スポーツセンター身体障害者体育館（以下「障害者体育館」という。）に障害者専用日を設けることができる。</p> <p style="text-align: center;">（使用料の後納）</p> <p>第5条 条例第7条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>神戸市地域サービス情報システ</u></p> | <p style="text-align: center;">（専用日）</p> <p>第4条 指定管理者は、神戸市立王子スポーツセンター身体障害者体育館（以下「障害者体育館」という。）に障害者専用日<u>（以下「専用日」という。）</u>を設けることができる。</p> <p style="text-align: center;">（使用料の後納）</p> <p>第5条 条例第7条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとする。</p> <p>(1) [略]</p> |

ムの利用により許可を受けて体育施設を使用するとき。

(3) [略]

(個人使用)

第8条 条例別表第1第2号の表、別表第4第2号の表、別表第5第2号の表及び別表第6第2号の表に規定する個人使用の場合において、指定管理者は、あらかじめ使用する日時及び範囲を指定することができる。

(使用者の遵守事項)

第11条 使用者は、体育施設を使用するに当たり、事前に係員と使用方法その他必要事項を打ち合わせ、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)～(7) [略]

(8) 許可なく体育施設の構内において物品の販売、寄附の募集、宣伝その他これらに類する行為を行わないこと。

(9) [略]

2 [略]

附 則

1 [略]

(指定管理者不在等期間における体育施設の管理に関する業務)

2 市長が指定管理者の指定を取り消

(2) [略]

(個人使用)

第8条 条例別表第1第2号の表、別表第4第2号の表及び別表第5第2号の表に規定する個人使用の場合において、指定管理者は、あらかじめ使用する日時及び範囲を指定することができる。

(使用者の遵守事項)

第11条 使用者は、体育施設を使用するに当たり、事前に係員と使用方法その他必要事項を打ち合わせ、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)～(7) [略]

(8) 許可なく体育施設の構内において物品の販売、寄付の募集、宣伝その他これらに類する行為を行わないこと。

(9) [略]

2 [略]

附 則

1 [略]

(指定管理者不在等期間における体育施設の管理に関する業務)

2 市長が指定管理者の指定を取り消

し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間（以下「指定管理者不在等期間」という。）における第2条第2項及び第4項、第3条、第4条、第5条第3号、第6条第1項第3号及び第2項、第7条第1項第3号、第4号及び第2項、第8条並びに第13条の規定の適用については、第2条第2項中「条例第4条第1項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）」とあるのは「市長」と、第2条第4項、第3条、第4条、第5条第3号、第6条第1項第3号及び第2項、第7条第1項第3号、第4号及び第2項、第8条並びに第13条中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

3 [略]

し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間（以下「指定管理者不在等期間」という。）における第2条第2項及び第4項、第3条、第4条、第5条第2号、第6条第1項第3号及び第2項、第7条第1項第3号、第4号及び第2項、第8条並びに第13条の規定の適用については、第2条第2項中「条例第4条第1項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）」とあるのは「市長」と、第2条第4項、第3条、第4条、第5条第2号、第6条第1項第3号及び第2項、第7条第1項第3号、第4号及び第2項、第8条並びに第13条中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

3 [略]

附 則

この規則は、令和4年6月30日から施行する。ただし、第5条の改正規定は同年10月1日から施行する。

神戸市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月30日

神戸市長 久元 喜造

神戸市規則第18号

神戸市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

神戸市建築基準法施行細則（昭和37年4月規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>（許可申請書に添付する図書又は書面）</p> <p>第3条 施行規則第10条の4第1項及び第4項に規定する規則で定める図書又は書面は、次に掲げるもの（法第43条第2項第2号、法第85条第3項、<u>第6項</u>若しくは<u>第7項</u>又は法第87条の3第3項、<u>第6項</u>若しくは<u>第7項</u>の規定による許可の申請にあつては、第3号に掲げる図書を除く。）とする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> | <p>（許可申請書に添付する図書又は書面）</p> <p>第3条 施行規則第10条の4第1項及び第4項に規定する規則で定める図書又は書面は、次に掲げるもの（法第43条第2項第2号、法第85条第3項、<u>第5項</u>若しくは<u>第6項</u>又は法第87条の3第3項、<u>第5項</u>若しくは<u>第6項</u>の規定による許可の申請にあつては、第3号に掲げる図書を除く。）とする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> |

(角敷地等)

第11条 法第53条第3項第2号の規定により市長が指定する敷地は、次の各号のいずれかに該当する敷地（第11号にあつては、法第53条第3項第1号に該当するため同項の規定の適用を受けるものを除く。）とする。

(1)～(8) [略]

(9) 公園、広場、川、海、軌道敷地等（都市計画法第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画に基づく地区施設（以下この条において「地区施設」という。）を除く。）に接する敷地で、前各号に掲げる敷地に準ずるもの

(10)、(11) [略]

2 [略]

(角敷地等)

第11条 法第53条第3項第2号の規定により市長が指定する敷地は、次の各号のいずれかに該当する敷地（第11号にあつては、法第53条第3項第1号に該当するため同項の規定の適用を受けるものを除く。）とする。

(1)～(8) [略]

(9) 公園、広場、川、海、軌道敷地等（都市計画法第12条の5第2項第3号に規定する地区整備計画に基づく地区施設（以下この条において「地区施設」という。）を除く。）に接する敷地で、前各号に掲げる敷地に準ずるもの

(10)、(11) [略]

2 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市屋外広告物審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月30日

神戸市長 久元喜造

神戸市規則第19号

神戸市屋外広告物審議会規則の一部を改正する規則

神戸市屋外広告物審議会規則（昭和31年11月規則第94号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>第3条 委員は、市長が委嘱する。</p> | <p>第3条 委員は、<u>次に掲げる者のうちから</u>市長が<u>任命又は委嘱</u>する。</p> <p>(1) <u>学識経験を有する者</u></p> <p>(2) <u>広告業者</u></p> <p>(3) <u>芸術家</u></p> <p>(4) <u>関係行政機関の職員</u></p> <p>(5) <u>市会議員</u></p> <p>(6) <u>市職員</u></p> |
| <p><u>2 市長は、委員の委嘱にあたっては、本審議会の機能が十分に発揮されるよう、幅広い分野及び年齢層から適切な人材を選任するものとする。</u></p> | <p><u>2 臨時委員は、学識経験者又は関係者のうちから、必要に応じ市長が任命又は委嘱する。</u></p> |

(任期)

第4条 前条の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 [略]

(会長)

第5条 [略]

2 会長は、委員が互選する。

(任期)

第4条 前条第1項第1号から第4号までの委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 [略]

(会長)

第5条 [略]

2 会長は、委員(臨時委員を除く。以下本条において同じ。)が互選する。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

神戸市立青少年科学館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和4年6月30日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第20号

神戸市立青少年科学館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
神戸市立青少年科学館条例の一部を改正する条例（令和4年3月条例第52号）
の施行期日は、令和4年7月1日とする。

神戸市立青少年科学館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月30日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第21号

神戸市立青少年科学館条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市立青少年科学館条例施行規則（令和4年3月規則第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|-----|
| <p><u>（定義）</u></p> <p><u>第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。</u></p> <p><u>2 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 使用許可 条例第5条第1項の許可をいう。</u></p> <p><u>(2) 行為許可 条例第7条第1項の許可をいう。</u></p> <p><u>(3) 使用申請者 使用許可を受けようとする者をいう。</u></p> | |

(4) 行為申請者 行為許可を受けようとする者をいう。

(5) 使用申請書 様式第1号による神戸市立青少年科学館プラネタリウムドーム等使用許可申請書をいう。

(6) 使用許可書 様式第2号による神戸市立青少年科学館プラネタリウムドーム等使用許可書をいう。

(7) 行為申請書 様式第3号による行為許可申請書をいう。

(8) 行為許可書 様式第4号による行為許可書をいう。

(休館日)

第3条 科学館の休館日は、次に掲げる日とする。

(1)～(3) [略]

2、3 [略]

(開館時間等)

第4条 [略]

2、3 [略]

4 前3項の規定にかかわらず、プラネタリウムドーム等の開演時間は、市長が定める。

(使用の許可)

第5条 使用申請者は、あらかじめ、使用申請書を市長に提出しなければならない。

(休館日)

第2条 神戸市立青少年科学館（以下「科学館」という。）の休館日は、次に掲げる日とする。

(1)～(3) [略]

2、3 [略]

(開館時間等)

第3条 [略]

2、3 [略]

(特別展示の入館料)

第4条 条例第4条第2項に規定する特別展示その他特別の催しに係る入館料は、その都度市長が定める。

2 使用申請書は、使用しようとする日の6月前の日から3月前の日まで受け付けるものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

3 市長は、プラネタリウムドーム等の使用を許可したときは、使用者に、使用許可書を交付するものとする。

(届出事項)

第6条 条例第6条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 入場料、受講料その他の対価を収受する場合における当該金額

(2) 催物その他の施設の使用により行おうとする事業の内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が使用許可を行うかどうかの判断をするに当たり特に記載の必要があると認める事項

(行為の許可)

第7条 行為申請者は、あらかじめ、行為申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、行為許可をしたときは、行為者に対して行為許可書を交付するものとする。

(行為の制限)

第8条 条例第7条第1項第3号に規

(特別利用券)

第5条 条例第4条第3項に規定する特別利用券は、次に掲げるものとする。

(1) 優待券

(2) 招待券

2 優待券及び招待券は、市長が事業上特別の理由があると認める者に対して発行するものとし、その料金は無料とする。

定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 寄附金品の募集その他これに類する行為

(2) 物品販売その他これに類する行為

(3) 録音、録画その他これに類する行為

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が施設等の管理運営上特に許可が必要と認めるものであって別に定める行為

(特別展示の入館料)

第9条 条例第10条第2項に規定する特別展示その他特別の催しに係る入館料は、その都度市長が定める。

(特別利用券)

第10条 条例第10条第3項に規定する特別利用券は、次に掲げるものとする。

(1) 優待券

(2) 招待券

2 優待券及び招待券は、市長が事業上特別の理由があると認める者に対して発行するものとし、その料金は無料とする。

(入館料の返還又は減免)

第11条 条例第10条第5項に規定する規則で定める特別の理由があるとき

は、次に掲げるときとし、それぞれ当該各号に定めるところにより、入館料の全部若しくは一部を返還し、又は減額し、若しくは免除する。

(1) 天災地変、不可抗力その他入館しようとする者の責めに帰すことのできない理由により入館することができないとき 入館料の全額の返還

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する市内の小学校、中学校又は義務教育学校の児童又は生徒が教育上の目的のために教職員に引率されて入館するとき 入館料の免除

(3) 学校教育法第1条に規定する特別支援学校の児童又は生徒が教育上の目的のために教職員に引率されて入館するとき 入館料の免除

(4) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳、療育手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条に規定する医療受給者証、先天性血液凝固因子障害等医療受給者証又は小児慢性特定疾患

承認書の交付を受けている者が入館するとき 入館料の免除

(5) 身体障害者手帳（当該身体障害者手帳に記載された身体障害者等級表による級別が1級又は2級のものに限る。）、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（当該精神障害者保健福祉手帳に記載された障害等級が1級のものに限る。）の交付を受けている者の介護人がこれらの者とともに入館するとき 入館料の免除

(6) 学校教育法第1条に規定する学校の教職員が、教育上の目的のために園児、児童、生徒又は学生を引率して入館するとき 入館料の免除

(7) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園の職員が教育上の目的のために幼児を引率して入館するとき 入館料の免除

(8) 市内に居住する満65歳以上の者が個人利用で入館するとき 個人利用に係る入館料の2分の1に相当する額の減額

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき
市長が必要があると認める額の減額又は免除

(附属設備に係る使用料)

第12条 条例別表第2第2号に規定する附属設備の使用料の額は、別表第1のとおりとする。

(行為の許可に係る使用料)

第13条 条例第11条第2項に規定する使用料の額は、別表第2のとおりとする。

(使用料の返還又は減免)

第14条 条例第11条第3項に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとし、それぞれ当該各号に定めるところにより、条例第11条第1項に規定する使用料又は条例第11条第2項に規定する使用料の全部若しくは一部を返還し、又は減額し、若しくは免除する。

(1) 天災地変、不可抗力その他使用者又は行為者の責めに帰すことのできない理由により施設等を使用することができないとき 使用料の全額の返還

(2) 市長が条例第15条第2項の規定により使用許可又は行為許可を取り消したとき 使用料の全額の返還

(行為の許可に係る使用料)

第6条 条例第4条第5項に規定する使用料の額は、別表のとおりとする。

(3) 使用者が使用しようとする日の
3月前までに市長に申し出て、当
該施設の使用許可の取消しを受け
たとき 使用料の7割相当額の返
還

(4) 使用者が使用しようとする日の
1月前までに市長に申し出て、当
該施設の使用許可の取消しを受け
たとき 使用料の3割相当額の返
還

(5) 国、地方公共団体その他公共団
体が施設等を使用するとき 使用
料の免除

(6) 前各号に掲げるもののほか、市
長が特に必要があると認めるとき
使用料の市長が必要があると認
める額の減額又は免除

(入館料等の納付)

第15条 条例第12条ただし書に規定す
る規則で定める特別の理由がある
ときは、次に掲げるときとする。

(1)、(2) [略]

(行為の禁止)

第16条 条例第17条に規定する規則で
定める行為は、次に掲げる行為とす
る。

(1) 火災、爆発その他の危険を生ず
るおそれのある行為

(2) 騒音又は大声を発する行為、暴
力を用いる行為その他他人の迷惑

(入館料等の納付)

第7条 条例第5条ただし書に規定す
る規則で定める特別の理由がある
ときは、次に掲げるときとする。

(1)、(2) [略]

になる行為

(3) 施設等を汚損し、損傷し、若しくは滅失する行為又はこれらのおそれのある行為

(4) 所定の場所以外の場所での飲食又は喫煙

(5) 所定の場所以外の場所への立入り

(6) 許可を受けないで広告類を掲示し、又はまき散らす行為

(7) 許可を受けないで寄附金品を募集し、物品を販売し、若しくは陳列し、又は飲食物を販売し、若しくは提供する行為

(8) 許可を受けないで、写真、映画等の撮影その他これに類する行為

(9) 許可を受けないで、テレビ、ラジオ等の中継及び録画その他これに類する行為

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が科学館の管理上支障があると認める行為

(指定管理者の指定の申請に係る書類)

第17条 条例第21条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 指定申請書（団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名

並びに担当者の氏名及び連絡先並びに指定管理者の指定を受けたい旨を記載した書面をいう。)

(2) 事業計画書

(3) 科学館の管理に係る人員の配置計画に関する書類

(4) 科学館の管理に関する業務の収支予算書

(5) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(入館料の減免)

第8条 条例第6条に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるところにより、入館料及び使用料（以下「入館料等」という。）を減額し、又は免除する。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する市内の小学校、中学校又は義務教育学校の児童又は生徒が教育上の目的のために教職員に引率されて入館するとき 免除

(2) 学校教育法第1条に規定する特別支援学校の児童又は生徒が教育上の目的のために教職員に引率されて入館するとき 免除

(3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳、療育手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条に規定する医療受給者証、先天性血液凝固因子障害等医療受給者証又は小児慢性特定疾患承認書の交付を受けている者が入館するとき 免除

(4) 身体障害者手帳（当該身体障害者手帳に記載された身体障害者等級表による級別が1級又は2級のものに限る。）、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（当該精神障害者保健福祉手帳に記載された障害等級が1級のものに限る。）の交付を受けている者の介護人がこれらの者とともに入館するとき 免除

(5) 学校教育法第1条に規定する学校の教職員が、教育上の目的のために園児、児童、生徒又は学生を引率して入館するとき 免除

(6) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所又は就学前の子どもに関する教

育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園の職員が教育上の目的のために幼児を引率して入館するとき 免除

(7) 市内に居住する満65歳以上の者が個人利用で入館するとき 個人利用に係る入館料等の2分の1に相当する額の減額

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき 市長が必要があると認める額の減額又は免除

（入館料等の返還）

第9条 条例第7条に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとし、返還する入館料等の額は、当該各号に定める額とする。

(1) 天災地変、不可抗力その他入館しようとする者の責めに帰すことのできない理由により入館することができないとき 入館料等の全額

(2) 市長が条例第8条第2項の規定により科学館への入館を拒絶し、又は科学館からの退去を命じたとき 入館料等の全額

(3) 前2号に掲げるもののほか、市

長が特に必要があると認めるとき

市長が必要があると認める額

(行為の制限)

第10条 条例第10条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、当該行為にかかる許可を申請する旨の書面を市長に提出しなければならない。

(損傷の届出等)

第11条 入館者及び条例第11条に規定する行為者は、入館に際し、科学館の施設、設備、資料等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その旨を科学館の係員に届け出て、その指示に従わなければならない。

(入館者の遵守事項)

第12条 条例第9条第4号に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 許可を受けないで、広告類を提出し、若しくは配布し、又は宣伝その他これに類する行為をすること。
- (2) 許可を受けないで、写真、映画等の撮影その他これに類する行為をすること。
- (3) 許可を受けないで、寄附金品を募集し、物品を販売し、若しくはは陳列し、又は飲食物を販売し、若しくはは提供すること。

(施行細目の委任)

第18条 [略]

附 則

1 [略]

(指定管理者指定期間における施設の管理に関する業務)

- 2 市長が指定管理者に同項の業務を行わせている場合における第3条第1項第3号及び第3項、第4条第3項及び第4項、第5条、第6条第3号、第7条、第8条第4号、第14条第2号から第4号まで、第15条第2号並びに第16条第10号の規定の適用については、「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

別表第1 (第12条関係)

| 種別 | 単位 | 使用料 (円) |
|------|--------------|------------|
| 映像設備 | 1式1時間 につき | 4,000 |
| 音響設備 | 1式1時間 につき | 5,200 |

(4) 許可を受けないで、テレビ、ラジオ等の中継及び録画その他これに類する行為をすること。

(5) 科学館の係員の指示に反する行為をすること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める行為

(施行細目の委任)

第13条 [略]

附 則

1 [略]

(指定管理者指定期間における施設の管理に関する業務)

- 2 市長が条例第13条第1項に規定する指定管理者(以下単に「指定管理者」という。)に同項の業務を行わせている場合における第2条第1項第3号及び第3項、第3条第3項、第7条第2号、第9条第2号及び第3号、第10条並びに第12条第6号の規定の適用については、「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

| | | |
|------|--------------|-------|
| 照明設備 | 1式1時間 につき | 1,080 |
|------|--------------|-------|

別表2（第13条関係） [略]

別表（第6条関係） [略]

附則の次に次の4様式を加える。

様式第1号(第5条関係)

| 神戸市立青少年科学館プラネタリウムドーム等使用許可申請書 | | | | | |
|---|--|--|--|---------|--|
| 神戸市長 宛 | | | | | |
| 申請者 住所(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地) | | | | | |
| _____ ふりがな 氏名(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名) | | | | | |
| _____ 連絡者 氏名 電話 _____ | | | | | |
| 申請年月日 | | 年 月 日 | | | |
| 受付年月日 | | 年 月 日 | | | |
| 許可年月日 | | 年 月 日 | | | |
| 許可番号 | | 号 | | | |
| 予約番号 | | 号 | | | |
| 神戸市立青少年科学館条例第5条のプラネタリウムドーム等の使用許可を受けたいので、次のとおり申請します。 | | | | | |
| 使用目的 (事業名・内容) | | | | | |
| 主催・共催・後援者名 | | | | | |
| 使用日時・時間 | | 開催時間 | | 区分 | |
| 月 日(曜日) | | 開場 時 分 | | 使用料金 | |
| 時 分から | | 開始 時 分~終了 時 分 | | 金額 | |
| 時 分まで | | 閉場 時 分 | | 追加使用料金 | |
| 時間 | | 施設 | | 金額 | |
| 月 日(曜日) | | 開場 時 分 | | 円 | |
| 時 分から | | 開始 時 分~終了 時 分 | | 円 | |
| 時 分まで | | 閉場 時 分 | | 円 | |
| 時間 | | 施設 | | 円 | |
| 月 日(曜日) | | 開場 時 分 | | 円 | |
| 時 分から | | 開始 時 分~終了 時 分 | | 円 | |
| 時 分まで | | 閉場 時 分 | | 円 | |
| 時間 | | 施設 | | 円 | |
| 入場券の種類 | | 関係者・会員券・指定券・自由券・招待券・整理券 ・その他() | | 附属設備 | |
| | | | | 円 | |
| | | | | 小計 | |
| | | | | 円 | |
| 入場料の有無 | | あり(最高 円)・なし | | 合計 | |
| | | | | 円 | |
| 収入確認印 | | | | | |
| 展示品 | | 頒布品 | | 販売品 | |
| あり | | あり | | あり | |
| なし | | なし | | なし | |
| (内容) | | (内容) | | (内容) | |
| | | (有料・無料) | | | |
| | | なし | | | |
| 使用(入場)予定数 | | 人 | | うち出演予定数 | |
| | | | | 人 | |
| 持込み機材の使用 | | 機器名 | | 容量又は規格 | |
| | | | | 数量 | |
| | | | | | |
| 本市共催・後援 担当課副申欄 | | (本市等が負担する経費の額 円) ○本市等が経費の一部を負担して共催(後援)することに相違ありません。 年 月 日 課長 | | | |
| 備考 | | | | | |

(注) 1 太線内は記入しないでください。

2 本市が経費の一部を負担して共催又は後援をする場合は、市の担当課で副申欄に記入してください。

3 使用時間には準備及び後片付けに要する時間を含みます。

様式第2号(第5条関係)

| 神戸市立青少年科学館プラネタリウムドーム等使用許可書 | | | | | | | | |
|--|---|----------------------------|---------|-----------------|----------------|----------------|-----------|-----------|
| 申請者 住所(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地) <hr/> ふりがな 氏名(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名) <hr/> 様 連絡者 ふりがな 氏名 <hr/> 様 電話 — — | | | | 申請年月日 年 月 日 | 受付年月日 年 月 日 | 許可年月日 年 月 日 | 許可番号 号 | 予約番号 号 |
| 次のとおり神戸市立青少年科学館のプラネタリウムドーム等の使用を許可します。 なお、使用に際しては、神戸市立青少年科学館条例及び同条例施行規則を守るとともに、これらに基づく科学館の管理の業務に従事する者の指示に従ってください。 | | | | | | | | |
| 神戸市長 印 | | | | | | | | |
| 使用目的 (事業名・内容) | | | | | | | | |
| 主催・共催・後援者名 | | | | | | | | |
| 使用日時・時間 | 開催時間 | 区分 | 使用料金 | 追加使用料金 | | | | |
| | | | 金額 | 金額 | | | | |
| 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで | 時間 開場 時 分 開始 時 分～終了 時 分 閉場 時 分 | 施設 | 円 | 円 | | | | |
| 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで | 時間 開場 時 分 開始 時 分～終了 時 分 閉場 時 分 | 施設 | 円 | 円 | | | | |
| 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで | 時間 開場 時 分 開始 時 分～終了 時 分 閉場 時 分 | 施設 | 円 | 円 | | | | |
| 入場券の種類 | 関係者・会員券・指定券・自由券・招待券・整理券・その他() | 附属設備 | 円 | 円 | | | | |
| | | 小計 | 円 | 円 | | | | |
| 入場料の有無 | あり(最高 円)・なし | 合計 | 円 | | | | | |
| | | 収入確認印 | | | | | | |
| 展示品 あり なし | (内容) | 頒布品 あり (有料・無料) なし | (内容) | 販売品 あり なし | (内容) | | | |
| 使用(入場)予定数 | 人 | | うち出演予定数 | 人 | | | | |
| 持込み機材の使用 | 機器名 | 容量又は規格 | | 数量 | | | | |
| | | | | | | | | |
| 許可条件 | | | | | | | | |
| 備考 | 暴力団の活動に使用されることにより暴力団の利益になるときなど、法令又は条例の規定によりその使用が認められないときには、使用の許可をせず、又は許可を取り消す等の措置をとります。また、暴力団の排除を図るため必要があるときは、市長が兵庫県警察本部長にその意見を聴くことがあります。 | | | | | | | |

様式第3号（第7条関係）

行為許可申請書

年 月 日

神戸市長 宛

神戸市立青少年科学館条例施行規則第7条第1項の規定により次のとおり申請します。
なお、使用に際しては、神戸市立青少年科学館条例及び同条例施行規則を守るとともに、これらに基づく科学館の管理の業務に従事する者の指示に従います。

| | | |
|----------------------------|-----------------------|------|
| 申請者 | ふりがな 氏名（団体名） | |
| | 団体の場合は 代表者名※役職も記入 | 代表者： |
| | 住所（団体にあつて は事務所の所在） | 〒 |
| | 電話（団体にあつて は事務所の電話） | — — |
| 使用責任者 （申請者と異なる 場合記入） | 氏名（ふりがな） | |
| | 住所 | 〒 |
| | 電話 | — — |
| 目的 | | |
| 期間 | 年 月 日（ ） | |
| 場所 | | |
| 内容 | | |
| 添付書類 その他 | 申請する行為の関係資料 | |

様式第4号（第7条関係）

行 為 許 可 書

年 月 日

様

神戸市立青少年科学館条例施行規則第7条第2項の規定により次のとおり許可します。
 なお、使用に際しては、神戸市立青少年科学館条例及び同条例施行規則を守るとともに、これらに基づく科学館の管理の業務に従事する者の指示に従ってください。

神戸市長

印

| | | |
|--|-------------------------|---|
| 申請者 | ふりがな 氏名（団体名） | |
| | 団体の場合は 代表者名※役職も記入 | 代表者： |
| | 住 所（団体にあつて は事務所の所在地） | 〒 |
| | 電 話（団体にあつて は事務所の電話） | — — |
| 使用責 任者 （申請者 と異なる 場合記 入） | 氏名（ふりがな） | |
| | 住 所 | 〒 |
| | 電 話 | — — |
| 目 的 | | |
| 期 間 | | 年 月 日（ ） |
| 場 所 | | |
| 内 容 | | |
| 許 可 条 件 そ の 他 | | |
| 備 考 | | 暴力団の活動に使用されることにより暴力団の利益になるときなど、法令又は条例の規定によりその使用が認められないときには、使用の許可をせず、又は許可を取り消す等の措置をとります。また、暴力団の排除を図るため必要があるときは、市長が兵庫県警察本部長にその意見を聴くことがあります。 |

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年7月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の神戸市立青少年科学館条例施行規則の規定によりされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則による改正後の神戸市立青少年科学館条例施行規則の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

(暴力団の排除の推進に関する条例施行規則の一部改正)

- 3 神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例施行規則（平成28年6月規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(条例第7条に規定する規則で定める公の施設)</p> <p>第2条 条例第7条に規定する規則で定める地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設は、次に掲げる公の施設とする。</p> <p>(1)～(43) [略]</p> | <p>(条例第7条に規定する規則で定める公の施設)</p> <p>第2条 条例第7条に規定する規則で定める地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設は、次に掲げる公の施設とする。</p> <p>(1)～(43) [略]</p> |

(44) 神戸市立青少年科学館条例（昭和59年3月条例第49号）第1条に規定する神戸市立青少年科学館

（準備行為）

- 4 この規則による改正後の神戸市立青少年科学館条例施行規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても、この規則による改正後の神戸市立青少年科学館条例施行規則の例により行うことができる。

| |
|-----|
| 告 示 |
|-----|

神戸市告示第266号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

令和4年6月28日

神戸市長 久元喜造

| 公の施設の名称 | 指定管理者 | 指定期間 |
|---------------|--|---------------------------|
| 神戸市立中央区文化センター | 神戸市中央区楠町4丁目2番2号 公益財団法人神戸市民文化振興財団 理事長 服部 孝司 | 令和4年7月1日から 令和7年3月31日まで |

神戸市告示第267号

神戸市立文化センター条例（昭和56年8月条例第21号。以下「条例」という。）第18条の規定により神戸市立中央区文化センターの指定管理者の指定を受けた公益財団法人神戸市民文化振興財団が、その収入として収受する中央区文化センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）について、条例第10条第2項の規定により承認したので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和4年6月28日

神戸市長 久元喜造

1 利用料金の額

(1) 利用料金

| 名 称 | | | 利用料金（単位 円） | | | | | | | |
|------------------|-------------|--------------------|----------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|----------------------|----------------------|--------|-------|
| | | | 専用使用の場合 | | | | | | | |
| 面積 （単位平方メートル） | 定員 （単位人） | 午前 （午前9時から正午まで） | 午後 （午後1時から午後5時まで） | 夜間 （午後5時30分から午後9時まで） | 午前・午後 （午前9時から午後5時まで） | 午後・夜間 （午後1時から午後9時まで） | 終日 （午前9時から午後9時まで） | 時間外 の使用 1時間につき | | |
| 多目的ルーム | 276 | 264 | 11,800 | 15,800 | 13,800 | 24,900 | 26,600 | 35,200 | 3,900 | |
| 会議室 大 | 1 | 164 | 104 | 7,000 | 9,400 | 8,200 | 14,800 | 15,800 | 20,900 | 2,300 |
| | 2 | 129 | 82 | 5,500 | 7,400 | 6,500 | 11,600 | 12,500 | 16,500 | 1,800 |
| 会議室 中 | 1 | 95 | 57 | 4,100 | 5,400 | 4,800 | 8,600 | 9,200 | 12,100 | 1,400 |
| | 2 | 80 | 36 | 3,400 | 4,600 | 4,000 | 7,200 | 7,700 | 10,200 | 1,100 |

| | | | | | | | | | | |
|----------|----|-----|----|-------|-------|-------|--------|--------|--------|-------|
| | 3 | 76 | 36 | 3,300 | 4,300 | 3,800 | 6,800 | 7,300 | 9,700 | 1,100 |
| | 4 | 76 | 36 | 3,300 | 4,300 | 3,800 | 6,800 | 7,300 | 9,700 | 1,100 |
| | 5 | 76 | 30 | 3,300 | 4,300 | 3,800 | 6,800 | 7,300 | 9,700 | 1,100 |
| | 6 | 69 | 36 | 3,000 | 3,900 | 3,500 | 6,200 | 6,700 | 8,800 | 1,000 |
| | 7 | 67 | 49 | 2,900 | 3,800 | 3,400 | 6,000 | 6,500 | 8,600 | 1,000 |
| | 8 | 65 | 36 | 2,800 | 3,700 | 3,300 | 5,900 | 6,300 | 8,300 | 900 |
| 会議室 小 | 1 | 53 | 27 | 2,300 | 3,000 | 2,700 | 4,800 | 5,100 | 6,800 | 800 |
| 会議室 小 | 2 | 53 | 24 | 2,300 | 3,000 | 2,700 | 4,800 | 5,100 | 6,800 | 800 |
| | 3 | 51 | 24 | 2,200 | 2,900 | 2,600 | 4,600 | 4,900 | 6,500 | 700 |
| | 4 | 46 | 24 | 2,000 | 2,600 | 2,300 | 4,100 | 4,400 | 5,900 | 700 |
| | 5 | 46 | 24 | 2,000 | 2,600 | 2,300 | 4,100 | 4,400 | 5,900 | 700 |
| | 6 | 42 | 24 | 1,800 | 2,400 | 2,100 | 3,800 | 4,100 | 5,400 | 600 |
| | 7 | 40 | 20 | 1,700 | 2,300 | 2,000 | 3,600 | 3,900 | 5,100 | 600 |
| | 8 | 40 | 20 | 1,700 | 2,300 | 2,000 | 3,600 | 3,900 | 5,100 | 600 |
| | 9 | 38 | 20 | 1,600 | 2,200 | 1,900 | 3,400 | 3,700 | 4,900 | 500 |
| | 10 | 38 | 20 | 1,600 | 2,200 | 1,900 | 3,400 | 3,700 | 4,900 | 500 |
| | 11 | 35 | 20 | 1,500 | 2,000 | 1,800 | 3,200 | 3,400 | 4,500 | 500 |
| | 12 | 35 | 16 | 1,500 | 2,000 | 1,800 | 3,200 | 3,400 | 4,500 | 500 |
| | 13 | 32 | 16 | 1,400 | 1,800 | 1,600 | 2,900 | 3,100 | 4,100 | 500 |
| 特別会議室 | | 62 | 16 | 2,700 | 3,500 | 3,100 | 5,600 | 6,000 | 7,900 | 900 |
| スタジオ | | 162 | 50 | 6,900 | 9,300 | 8,100 | 14,600 | 15,600 | 20,700 | 2,300 |
| クッキングルーム | | 100 | 42 | 5,600 | 7,400 | 6,500 | 11,700 | 12,500 | 16,600 | 1,900 |
| 和室 | | 53 | 28 | 2,500 | 3,300 | 2,900 | 5,300 | 5,600 | 7,400 | 800 |
| 服飾室 | | 69 | 37 | 3,300 | 4,300 | 3,800 | 6,800 | 7,300 | 9,700 | 1,100 |
| | | | | 3,000 | 3,900 | 3,500 | 6,200 | 6,700 | 8,800 | 1,100 |
| 音楽室 1 | | 81 | 30 | 3,800 | 5,100 | 4,500 | 8,000 | 8,600 | 11,400 | 1,300 |
| 音楽室 2 | | 52 | 25 | 2,500 | 3,300 | 2,900 | 5,200 | 5,500 | 7,300 | 800 |
| 美術室 | | 83 | 40 | 3,900 | 5,200 | 4,600 | 8,200 | 8,800 | 11,700 | 1,300 |
| 陶芸芸室 | | 102 | 38 | 4,800 | 6,400 | 5,600 | 10,100 | 10,800 | 14,300 | 1,600 |

備考

- 1 施設を営利目的で使用する場合は、次のとおりとする。
 - ① 物品の販売、展示、宣伝等の営業行為は、5倍の額を適用する。
 - ② 上記以外の営利目的に使用するときは、3倍の額を適用する。
- 2 大会議室1は中会議室1及び6を、大会議室2は中会議室3及び小会議室1を1室として使用するときをいう。
- 3 服飾室の利用料金については、洋裁、和裁又は着付けのために使用する場合は上段に掲げる金額を、それ以外の目的のために使用する場合は下段に掲げる金額を適用する。

- 4 時間外の使用1時間あたりの利用料金は、午前8時から午前9時、午後9時から午後10時までの使用時間の延長について適用する。ただし、指定管理者が特別の理由があると認められる場合はこの限りではない。

(2) 附属設備の利用料金

| 施設名称 | 附属設備 | 利 用 料 | |
|-----------|---------------|----------|--------|
| 中央区文化センター | スクリーン・プロジェクター | 1台1回につき | 3,000円 |
| | ミキサー | 1台1回につき | 1,000円 |
| | グランドピアノ | 1台区分毎につき | 3,000円 |
| | 電気炉（窯） | 1台1時間につき | 600円 |

備考

- 1 施設の利用料金の使用時間の区分に従い、同表の午前、午後又は夜間の使用をもって1回、同表の午前・午後又は午後・夜間の使用をもって2回、同表の終日の使用をもって3回の使用とする。
- 2 上記①～③は、多目的ルーム設備での使用の場合のみ利用料金が発生する。
- 3 グランドピアノの利用料金には、調律料を含まない。

2 利用料金の納付

- (1) 施設の利用料金は、前納しなければならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。
 - ア 国又は地方公共団体が使用するとき。
 - イ 指定管理者がやむを得ないと認めるとき。
- (2) 附属設備の利用料金は、使用するときまでにその全額を納入しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める場合はこの限りではない。

3 利用料金の減免

- (1) 次の各号に定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除する。
 - ア 市が文化センターの事業として使用するとき。 免除
 - イ 公共団体又は公共的団体が条例第1条に規定する目的のために使用する場合において、指定管理者が必要があると認めるとき。 利用料金の5割相当額の減額
 - ウ 公共団体又は公共的団体が公益上の目的のために使用する場合において、指定管理者が特に必要があると認めるとき。 利用料金の5割相当額の減額
 - エ 労働団体が使用する場合等特殊な事情がある場合において、指定管理者が特に必要があると認めるとき。 利用料金の5割相当額の減額
 - オ 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。

指定管理者がその都度定める額の減額又は免除

- (2) 上記(1)ウの利用料金の減額を受けようとする者は、申請書に指定管理者が必要と認める書類を添えて、使用許可の申請と同時に指定管理者に提出しなければならない。

4 利用料金の返還

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、使用者に利用料金を返還することができる。
 - ア 天災地変、不可効力その他使用者の責めに帰することのできない理由により施設を使用できないとき。 全額
 - イ 指定管理者が使用許可を取り消したとき。 全額

ウ 施設の使用者が、使用日の1週間前の日（休館日の場合は翌日）までに使用許可の取り消しを申し出て取消しを受けたとき。 全額

(2) 条例第10条第4項の規定により利用料金の返還を受けようとする者は、指定管理者の発行した使用許可証を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

5 個人使用の料金

陶工芸室、美術室について午前・午後・夜間の各時間枠一人につき500円を設定

施行年月日

令和4年7月1日

神戸市告示第281号

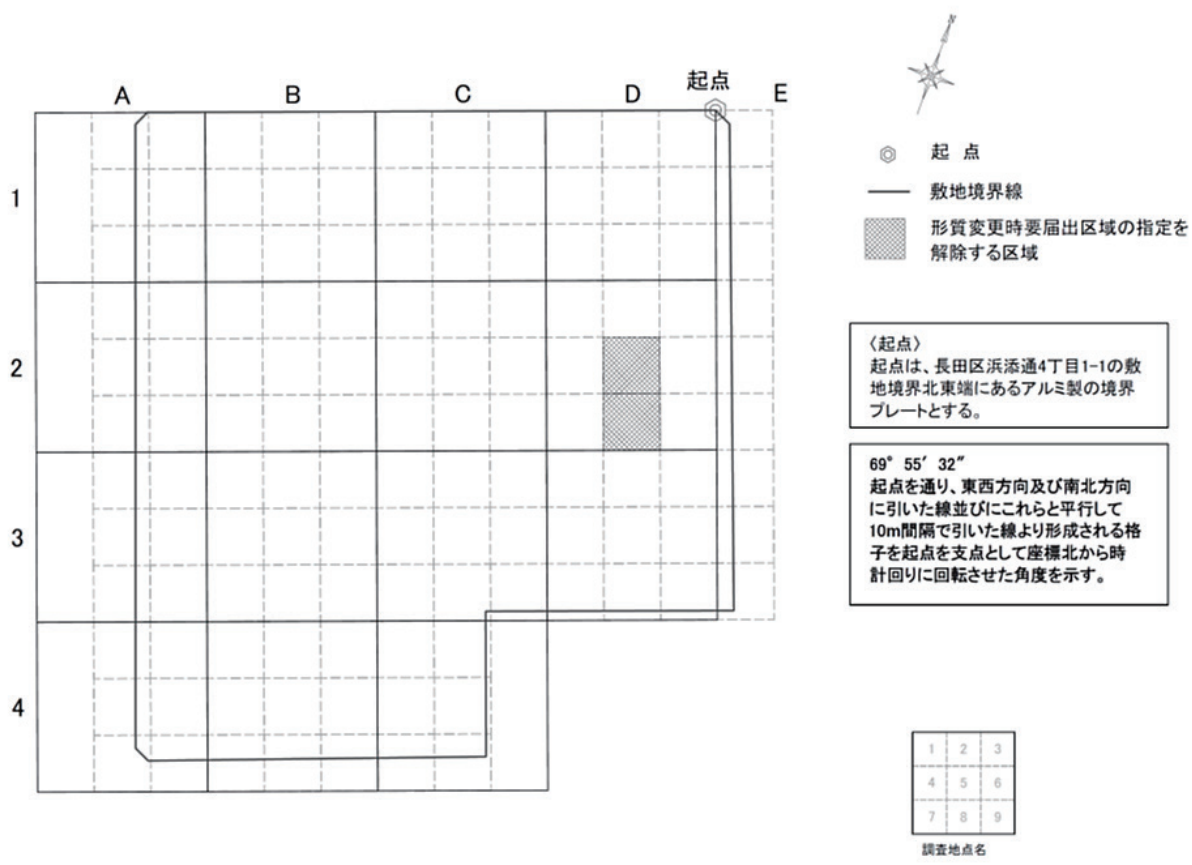
土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、形質変更時要届出区域の一部の指定を次のとおり解除する。

令和4年6月29日

神戸市長 久元喜造

- 1 一部の指定を解除する形質変更時要届出区域
長田区浜添通4丁目4番1の一部、4番2の一部、5番2の一部
（別図のとおり）
- 2 特定有害物質の名称
鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去

別図



神戸市告示第282号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

令和4年6月30日

神戸市長 久元喜造

1 公の施設

神戸市中央区八幡通2丁目1番
神戸市立磯上体育館

2 指定管理者

神戸市中央区御幸通4丁目2番20号
S&Nスポーツマネジメント神戸
代表者 シンコースポーツ兵庫株式会社
代表取締役 石崎 健太

3 指定期間

令和4年7月1日から令和10年3月31日まで

神戸市告示第283号

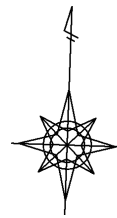
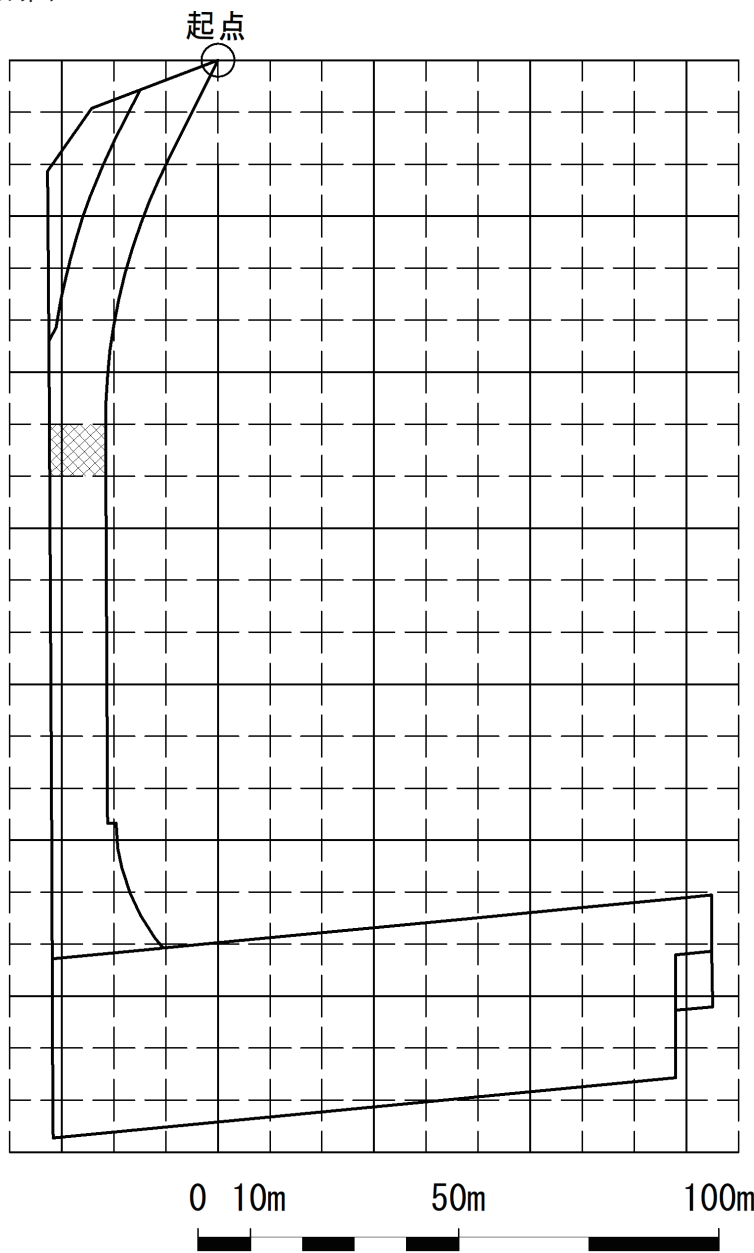
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和4年6月30日

神戸市長 久元喜造

- 1 指定する区域
兵庫区遠矢浜町16番5の一部（別図のとおり）
- 2 特定有害物質の名称
砒素及びその化合物

別図



<起点>
 起点は兵庫区遠矢浜町16番5(地番)の最北端の金属標G529とする。

<格子の回転角度>
 88.0°
 起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成される格子を起点を支点として座標北から時計周りに回転させた角度を示す。

<凡例>
 — : 敷地境界
 ○ : 起点
 [Hatched Box] : 形質変更時要届出区域

神戸市告示第286号

神戸市都市景観条例（令和3年12月条例第25号）第31条第1項の規定により次に掲げる建築物を神戸市指定景観資源として指定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年7月12日

神戸市長 久元喜造

1 名称

旧柳瀬家住宅

2 所在地

西区櫛谷町長谷字宇社町下217番地

神戸市告示第287号

次のとおり字の区域の変更をするので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

令和4年7月12日

神戸市長 久元喜造

1 字の区域の変更

| 変更前 | | | 変更後 | | 備考 |
|-----------|-----|---|-----------|----|---|
| 町 | 小字 | 地番 | 町 | 小字 | |
| 有野町 有野 | 小堀畑 | 1897の2、1898の1、1898の3、1898の4、1901の2から1901の4まで、1902の2、1903の2、1904の1、1904の2、1905の1、1905の2、1906、1906の乙、1907、1908の1、1908の2、1909の1、1909の2、1910の1、1910の2、1911の1から1911の3まで、1912の1、1912の2、1913から1925まで、1925の乙、1926から 1928まで、1928の乙、1929から1936まで、1937の1、1938から1941まで、1945の1、1946、1947、1948の1、1949から1955まで、1957から1961まで、1961の乙、 | 有野町 有野 | 岡場 | 1 変更前の欄の区域に介在する道路及び水路の一部は、変更後の欄の区域に編入する。 2 変更前の欄の地番は、令和4年4月8日現在の地番である。 |

| | | | |
|------|---|--|--|
| | 1962、1963の 2、1965の 3、1967、1968、1969の 1、1969の 2、1970の 1、1970の 2、1971の 1、1971の 2、1972の 1、1972の 3、1972の乙、1973の 1、1973の 2、1974、1975 | | |
| 向山 | 2709の 1、2710、2711、2722、2724、2730から2732まで | | |
| 岡場辻 | 4100の 2、4100の 3、4101の 2、4102の 2、4102の 3、4104の 2、4104の 5から4104の 9まで、4105の 1、4105の 4、4106 | | |
| 玄道ヶ坂 | 4107、4108の 1、4108の 2、4108の 5、4108の 7、4110から4114まで、4116の 1、4116の 3 | | |
| 東ヶ辻 | 4418の50、4418の51 | | |

2 実施する期日

令和4年7月12日からその効力を生ずるものとする。

神戸市告示第288号

地方自治法施行令（昭和22年法律第16号）第158条第1項の規定により、ポートアイランド港島南町6丁目駐車場管理運営業務における駐車料金の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年7月12日

神戸市長 久元喜造

1 受託者

東京都品川区西五反田2丁目20番4号
タイムズ24株式会社
代表取締役 西川 光一

2 委託年月日

令和4年6月1日

神戸市告示第289号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年7月12日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、保管した年月日並びに問い合わせ先

別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

垂水自転車保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

| 自転車等の保管及び返還の場所 | 自転車等が置かれ、又は放置されていた場所 | 撤去し、及び保管した自転車等の台数 | 撤去し、及び保管した年月日 | 問い合わせ先 |
|--------------------------|----------------------|----------------------|---------------|---|
| 垂水区西舞子8丁目20番19号 垂水保管所 | 垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域 | 自転車 4台 原動機付自転車 0台 | 令和4年6 月1日 | 垂水区福田5 丁目6番20号 建設局垂水建設事務所 電話707-0234 |
| | 舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域 | 自転車 3台 原動機付自転車 0台 | | |
| | 垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域 | 自転車 2台 原動機付自転車 0台 | 令和4年6 月6日 | |
| | 舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域 | 自転車 1台 原動機付自転車 1台 | | |
| | 西舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域 | 自転車 1台 原動機付自転車 0台 | | |
| | | | | |

| | | |
|----------------------|----------------------|---------------|
| 垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域 | 自転車 5台 原動機付自転車 2台 | 令和4年6 月10日 |
| 舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域 | 自転車 1台 原動機付自転車 0台 | |
| 垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域 | 自転車 1台 原動機付自転車 0台 | 令和4年6 月16日 |
| 垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域 | 自転車 1台 原動機付自転車 0台 | 令和4年6 月21日 |
| 塩屋駅周辺自転車等 放置禁止区域 | 自転車 1台 原動機付自転車 0台 | |
| 垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域 | 自転車 3台 原動機付自転車 1台 | 令和4年6 月27日 |
| 舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域 | 自転車 0台 原動機付自転車 1台 | |
| 西舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域 | 自転車 3台 原動機付自転車 0台 | |
| 垂水区管内長期放置 | 自転車 3台 原動機付自転車 0台 | 令和4年6 月27日 |

神戸市告示第290号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この設置が環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和4年7月12日

神戸市長 久元喜造

1 申請の概要

(1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

神戸市西区押部谷町高和字性海寺山1557-1

一般財団法人 神戸農政公社 理事長 大崎 克英

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

神戸市灘区六甲山町中一里山1-1

神戸市立 六甲山牧場

(3) 特定施設に関する事項

ア 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1
第72号 し尿処理施設

イ 特定施設の概要

| | | | |
|---------------------------------------|----------------------------|---------|---------|
| 種 類 | 南エリア浄化槽 | | |
| 基 数 | 1基 | | |
| 能 力 | 710人槽 125m ³ /日 | | |
| 工事着手予定年月日 | 許可後 | | |
| 工事完成予定年月日 | 令和5年2月28日 | | |
| 使用開始予定年月日 | 完成後 | | |
| 使用時間間隔及び 1日当たりの使用時間 並びに季節的変動の概要 | 24時間 季節的変動なし | | |
| 項 目 | 通 常 | 最 大 | |
| 汚水等の 汚染状態及び び量 | 水素イオン濃度 | 5.8-8.6 | 5.8-8.6 |
| | 生物化学的酸素要求量 (mg/L) | 5 | 5 |
| | 化学的酸素要求量 (mg/L) | 15 | 15 |
| | 浮遊物質 (mg/L) | 10 | 10 |
| | 大腸菌群数 (個/cm ³) | 800未満 | 800未満 |
| | 窒素含有量 (mg/L) | 20 | 20 |
| | りん含有量 (mg/L) | 8 | 8 |
| | 汚水量 (m ³ /日) ※ | 39.0 | 39.0 |

※事業場全体における排出水の汚染状態及び量は増加なし

(4) 汚水等の処理に関する事項

変更なし

(5) 排出水の汚染状況及び量

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間 令和4年7月12日から令和4年8月2日

(2) 場所 神戸市環境局環境保全課

神戸市告示第291号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和4年7月13日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年7月26日まで一般の縦覧に供する。

令和4年7月12日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 新旧別 | 延長 (メートル) | 幅員 (メートル) |
|-------|------------|--|-----|--------------|--------------|
| 市道 | 有野里33号線 | 神戸市北区有野町有野字福谷口3402番2地先から 神戸市北区有野町有野字福谷口3401番1地先まで | 新 | 39.30 | 3.00 |
| | | | 旧 | 39.30 | 1.90 |
| | 有野町合併第76号線 | 神戸市北区有野町有野字福谷口3402番2地先から 神戸市北区有野町有野字福谷口3402番1地先まで | 新 | 25.50 | 4.00 |
| | | | 旧 | 25.50 | 2.90 |

神戸市告示第292号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和4年7月13日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年7月26日まで一般の縦覧に供する。

令和4年7月12日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 新旧別 | 延長 (メートル) | 幅員 (メートル) |
|-------|---------|--|-----|--------------|--------------------|
| 市道 | 舞子第3号線 | 神戸市垂水区西舞子4丁目25番2地先から 神戸市垂水区西舞子4丁目25番5地先まで | 新 | 23.10 | 最大 5.40 最小 5.40 |
| | | | 旧 | 23.10 | 最大 4.90 最小 4.90 |
| | 舞子第12号線 | 神戸市垂水区西舞子4丁目25番5地先から 神戸市垂水区西舞子4丁目25番4地先まで | 新 | 21.90 | 最大 6.00 最小 5.90 |
| | | | 旧 | 21.90 | 最大 5.90 最小 5.90 |

公 告**神戸市公告第98号**

神戸市都市景観条例（令和3年12月条例第25号）第17条第2項の規定に基づく協議の申し出がありましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該申し出に係る書面及び図書の写しを都市局景観政策課窓口において一般の縦覧に供します。

令和4年6月28日

神戸市長 久 元 喜 造

1 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所

日本電気株式会社

代表取締役執行役員社長兼CEO 森田 隆之

東京都港区芝5丁目7番1号

2 設計者の氏名、住所及び電話番号

NECファシリティーズ株式会社 一級建築士事務所

竹歳 晃

東京都港区芝2丁目22-12

03-3455-4685

3 景観影響建築行為の概要

- | | |
|------------|-----------------|
| (1) 所在及び地番 | 神戸市西区高塚台5丁目3番1号 |
| (2) 敷地面積 | 約48,556平方メートル |
| (3) 建築面積 | 約2,930平方メートル |
| (4) 延べ面積 | 約17,142平方メートル |
| (5) 高さ | 約47.1メートル |
| (6) 構造 | 鉄骨造 |
| (7) 階数 | 地上8階 |
| (8) 建物用途 | 事務所 |

4 市民等に対する説明会の開催日時及び場所

令和4年7月8日（金）15時から16時

神戸市西区糀台5丁目6番3号 神戸西神オリエンタルホテル宴会場

5 縦覧の期間

令和4年6月28日から同年7月11日まで

神戸市公告第108号

地区計画の案を作成したいので、神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例（昭和56年12月条例第35号）第14条第1項及び第2項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該地区計画の案の内容となるべき事項（以下「素案」という。）を令和4年7月12日から令

和4年7月26日まで公衆の縦覧に供します。

なお、素案に対して意見を有する者は、同条例第16条の規定により、令和4年7月12日から令和4年8月2日まで、本市に意見書を提出することができます。

令和4年7月12日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 都市計画の種類

神戸国際港都建設計画地区計画

| 2 地区計画の名称 | 3 地区計画の位置及び区域 |
|--------------|---|
| 神戸複合産業団地地区計画 | 神戸市西区見津が丘1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目及び7丁目、押部谷町木見字東平山ノ貳、字東平山ノ参、字東平山ノ四、字東平山ノ五、字東山及び字梶谷並びに押部谷町木津字鶴羽谷（別図のとおり） |

4 素案の縦覧場所

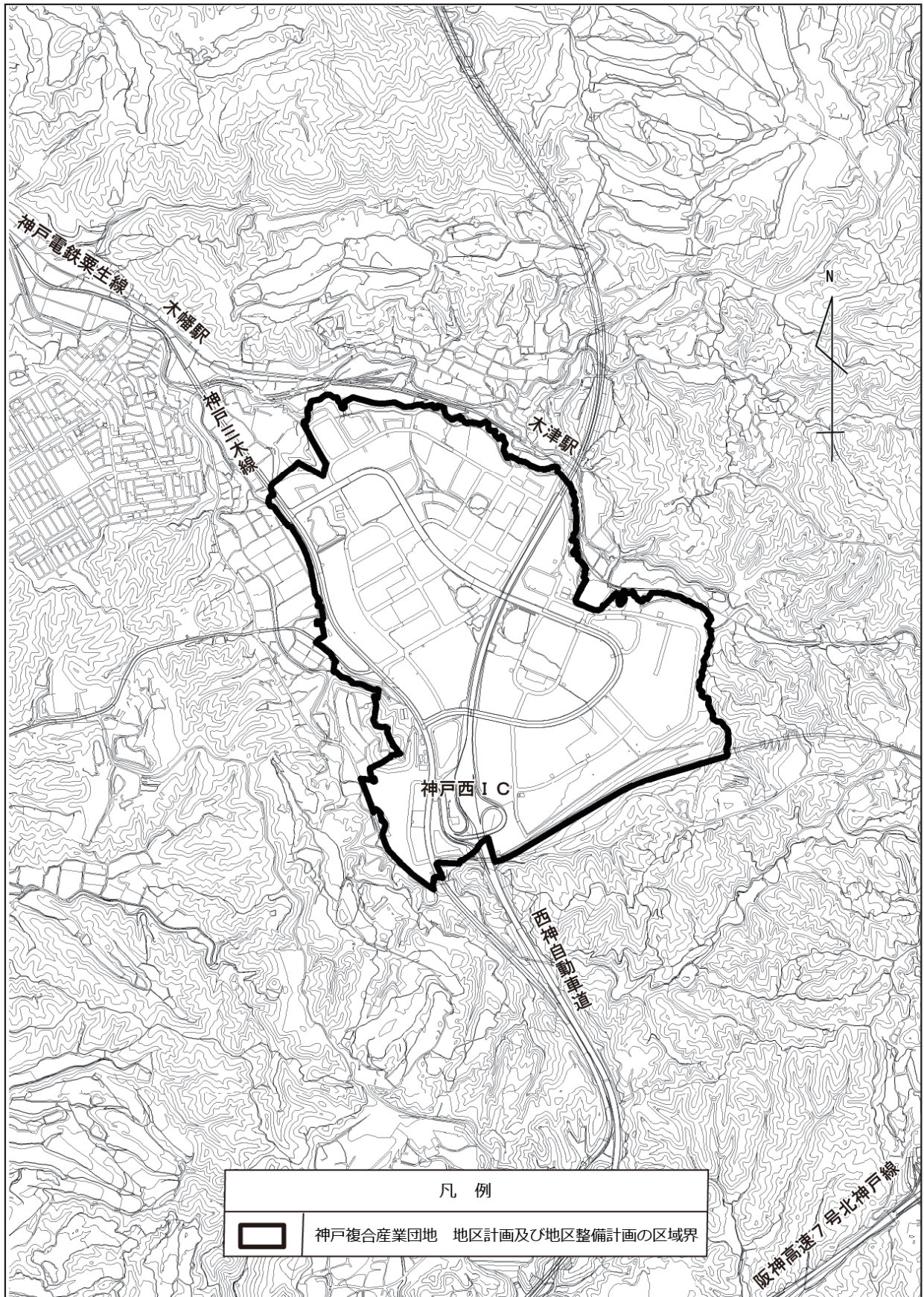
神戸市都市局都市計画課（三宮国際ビル6F）

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号

5 意見書の提出場所

神戸市都市局都市計画課（三宮国際ビル6F）

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号



神戸市公告第109号

地区計画の案を作成したいので、神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例（昭和56年12月条例第35号）第14条第1項及び第2項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該地区計画の案の内容となるべき事項（以下「素案」という。）を令和4年7月12日から令和4年7月26日まで公衆の縦覧に供します。

なお、素案に対して意見を有する者は、同条例第16条の規定により、令和4年7月12日から令和4年8月2日まで、本市に意見書を提出することができます。

令和4年7月12日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 都市計画の種類

神戸国際港都建設計画地区計画

| 2 地区計画の名称 | 3 地区計画の位置及び区域 |
|------------|--|
| 旧居留地地区地区計画 | 神戸市中央区西町、明石町、播磨町、浪花町、京町、江戸町、伊藤町、東町、前町及び海岸通（別図のとおり） |

4 素案の縦覧場所

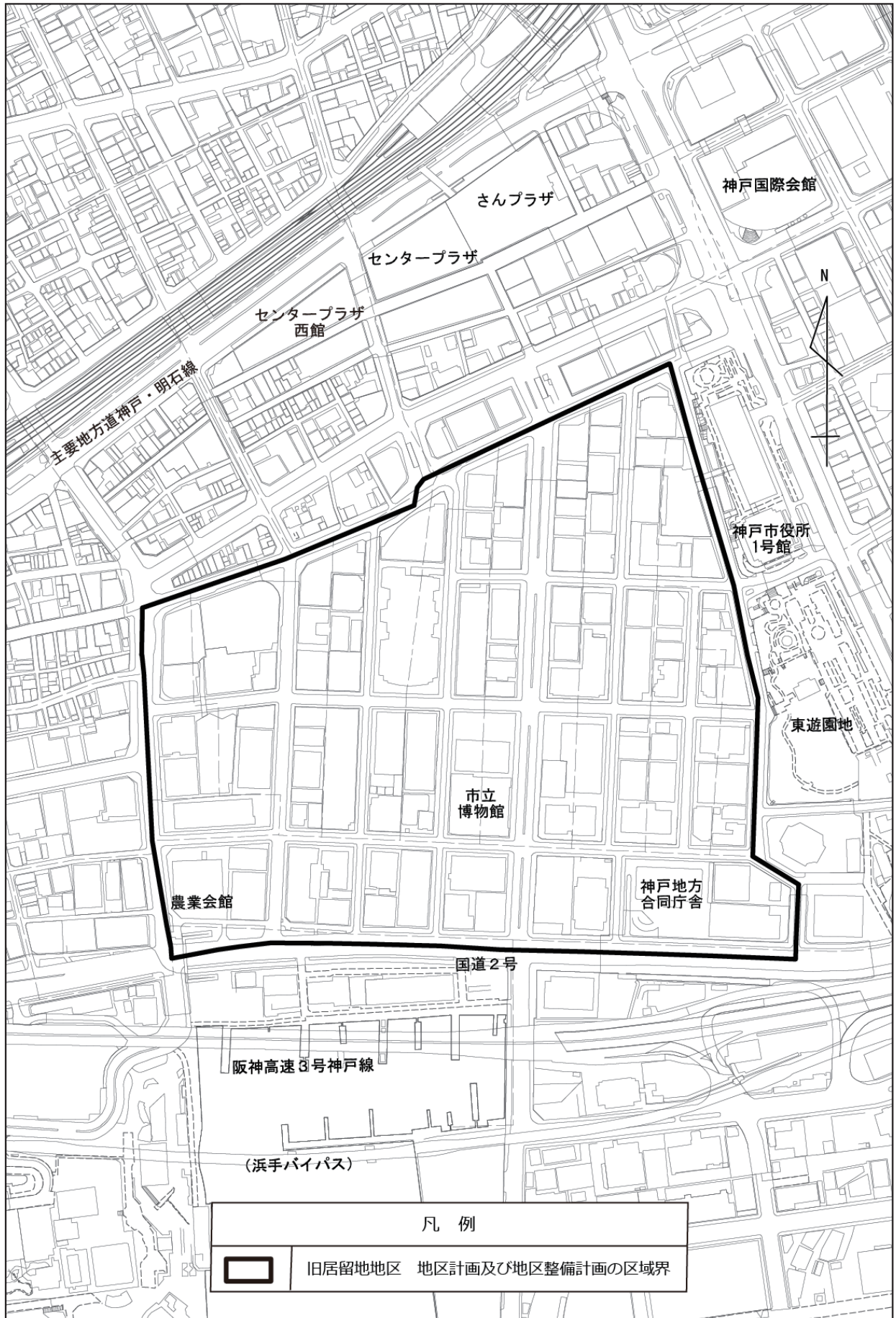
神戸市都市局都市計画課（三宮国際ビル6F）

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号

5 意見書の提出場所

神戸市都市局都市計画課（三宮国際ビル6F）

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号



神戸市公告第110号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和4年7月12日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和4年7月12日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGA ドン・キホーテ神戸学園都市店

神戸市垂水区小東山手2丁目868番648、垂水区多聞町字小東山868番1166

2 変更した事項**(1) 大規模小売店舗の名称**

(変更前)

(仮称) ドン・キホーテ垂水店

(変更後)

MEGA ドン・キホーテ神戸学園都市店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 法人にあっては代表者の氏名 |
|-------------|--------------------|----------------|
| 株式会社ドン・キホーテ | 東京都目黒区青葉台2丁目19番10号 | 代表取締役 大原 孝治 |

(変更後)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 法人にあっては代表者の氏名 |
|-------------|--------------------|----------------|
| 株式会社ドン・キホーテ | 東京都目黒区青葉台2丁目19番10号 | 代表取締役 吉田 直樹 |

3 変更の年月日

2(1)については、平成29年6月16日

2(2)については、令和元年9月25日

4 変更する理由

2(1)については、名称変更のため。

2(2)については、小売業者の代表者氏名変更のため。

5 届出年月日

令和4年3月22日

6 縦覧期間

令和4年7月12日から令和4年11月14日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告第111号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和4年7月12日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和4年7月12日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGA ドン・キホーテ神戸本店

神戸市中央区脇浜町3丁目354番1 他

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前)

(仮称) ドン・キホーテ神戸脇浜店

(変更後)

MEGA ドン・キホーテ神戸本店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 法人にあつては代表者の氏名 |
|-------------|--------------------|----------------|
| 株式会社ドン・キホーテ | 東京都目黒区青葉台2丁目19番10号 | 代表取締役 成沢 潤治 |

(変更後)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 法人にあつては代表者の氏名 |
|-------------|--------------------|----------------|
| 株式会社ドン・キホーテ | 東京都目黒区青葉台2丁目19番10号 | 代表取締役 吉田 直樹 |

3 変更の年月日

2(1)については、平成23年4月1日

2(2)については、令和元年9月25日

4 変更する理由

2(1)については、名称変更のため。

2(2)については、小売業者の代表者氏名変更のため。

5 届出年月日

令和4年3月22日

6 縦覧期間

令和4年7月12日から令和4年11月14日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

水 道 局

神戸市水道告示第15号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があつたので、同規程第10条の規定により告示する。

令和4年7月12日

神戸市水道事業管理者 山 本 泰 生

| 指定番号 | 名 称 | 所 在 地 | 代表者 | 廃止年月日 |
|-------|-----|---------------------|-------|-----------|
| 70402 | 隆設備 | 大阪府大阪市北区池田町1-1-1419 | 永尾 隆文 | 令和4年6月29日 |

神戸市水道告示第16号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第5条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により告示する。

令和4年7月12日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

| 指定番号 | 名称 | 所在地 | 代表者 | 指定年月日 |
|-------|------------------|-----------------------|-------|-----------|
| 42208 | 大西商会 | 芦屋市竹園町5-14 | 大西 靖人 | 令和4年6月30日 |
| 42209 | AKi設備 | 神戸市須磨区多井畑南町33番地の6 | 南出 佳世 | 令和4年6月30日 |
| 42210 | 株式会社 ジネクト | 大阪府大阪市城東区古市三丁目5番18号2F | 太田 佳秀 | 令和4年6月30日 |
| 42211 | 株式会社 ダンレイ 西日本営業所 | 大阪府大阪市平野区瓜破東8丁目3番6号 | 森上 和久 | 令和4年6月30日 |
| 70402 | 株式会社 希隆設備 | 大阪府大阪市北区池田町1番1-120号 | 永尾 隆文 | 令和4年6月30日 |

交 通 局**神戸市交通告示第3号**

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、自動車事業及び高速鉄道事業の旅客運賃等の徴収事務を含む業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示する。

令和4年6月24日

神戸市交通事業管理者 城南 雅一

| 委託者 | 委託業務 | 委託期間 |
|--|--|---------------------------|
| 名古屋市西区牛島町6番1号 トヨタファイナンス株式会社 代表取締役社長 西 利之 | 定期券発売所および自動定期券発行機において、カード決済により発売した定期券の料金 | 令和4年6月1日から 令和7年5月31日まで |

選挙管理委員会**神戸市選告示第3号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項及び第75条第6項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第5条第30項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和4年6月24日

神戸市選挙管理委員会

委員長 岩田 嘉晃

| | | |
|---|---|----------------|
| 1 | 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | <u>25,130</u> |
| 2 | 選挙権を有する者の総数の6分の1の数 | <u>209,415</u> |
| 3 | 選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 | <u>257,061</u> |
| 4 | 神戸市の議会の議員の選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | |
| | 東 灘 区 | <u>57,968</u> |
| | 灘 区 | <u>36,258</u> |
| | 中 央 区 | <u>37,011</u> |
| | 兵 庫 区 | <u>30,263</u> |
| | 北 区 | <u>59,989</u> |
| | 長 田 区 | <u>26,235</u> |
| | 須 磨 区 | <u>44,668</u> |
| | 垂 水 区 | <u>60,032</u> |
| | 西 区 | <u>66,408</u> |

